

2020. 12月号 第419号

月刊 くらしの赤信号

発行 枚方市立消費生活センター

〒573-0032 枚方市岡東町12番3-202号

ひらかたサンプラザ3号館2階 TEL&FAX072・844・2433

<相談受付> ☎ 188(いやや!)
☎ 072・844・2431

午前9時30分～午後4時30分(土・日・祝日、年末年始除く)

困ったら
ご相談を!

令和4年(2022年)4月1日から、 成年年齢が『18歳』になります!

民法の定める成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が成立し、令和4年(2022年)4月1日に施行されることとなりました。

主な改正内容

- ☑大人になる年齢(成年年齢)が、18歳になります。
- ☑18歳から、親の同意がなくても契約を結べるようになります。

Q1. 今、未成年の私はいつ成年になるの?

A. 下の表で確認してください。

生年月日	成年となる日
2002年4月1日以前	20歳の誕生日
2002年4月2日～ 2004年4月1日	2022年の4月1日
2004年4月2日以降	18歳の誕生日

Q2. 民法上、成年になるとどうなるの?

A. 成年になれば、親権者の同意を得なくても一人で有効な契約をすることができるようになります。未成年者であれば、親の同意のない契約は、要件を満たせば当事者や親権者が取り消しをすることができますが、成年になるとこれができなくなります。

Q3. 成年年齢が18歳になると何が危ないの?

A. 社会的経験が未熟な18、19歳の年齢で成年となるため、悪質業者から言葉巧みに勧誘され、消費者トラブルに巻き込まれる危険性が高まります。

Q4. 消費者トラブルに巻き込まれたら、どうすればいいの?

A. 消費者トラブルに巻き込まれた場合や契約等で困ったことが起きた場合には、一人で悩まず、消費生活センターへ相談してください。

枚方市立消費生活センターへのご相談については、電話予約優先です。

はしご・脚立の事故にご注意を！

年末にかけ、庭木の剪定や果実の収穫、大掃除等の場面で、はしごや脚立が活躍します。高所への昇降や家庭内での作業に役立つものですが、ちょっとした油断が事故につながることもありますので、注意が必要です。



事故事例・センターからのアドバイス

<事例1>

屋根に昇るために、はしごを使用していたところ転落した。はしごは傾斜した地面の上に、コンクリートブロックを敷いた状態で設置されていた。

➤コンクリートブロックの調節では脚の左右の高さと角度が揃っておらず、はしごの接地面が傾いていたこと、昇る際に補助者がいなかったことから、バランスを崩し転落したと考えられます。**地面にわずかでも傾斜があると、がたつきの原因となり、身体のバランスを崩して転落するおそれがあります。また、はしごを使用する際は、必ず、はしごの下部を補助者に支えてもらってください。**

<事例2>

床や壁が傷つかないように、床に養生シートを敷き、はしごの脚に布を巻いて作業をしていたところ、はしごが滑って転落し、負傷した。

➤脚の先端に布を巻いたはしごを養生シートの上で使用したため、滑りやすくなり、使用時の振動で傾き、身体のバランスを崩し転落したと考えられます。**はしごや脚立の脚に布を巻くと、製品の安定性を失い、使用時に転落しやすくなります。脚の端部が傷を付けにくい素材になっている製品がありますので、必要に応じてご使用を検討ください。**

催し予告

●消費生活セミナー

「トラブルを避けるエンディングノートの作り方」

日時：令和2年12月23日(水)午前10時30分～正午

場所：枚方市消費生活センター 研修室

講師：金融広報アドバイザー 松原 浩美 氏

対象：市内在住・在職・在学の方

参加費：無料

定員：20人(事前申し込み制、先着順)

手話/保育(1歳以上の未就学児)

いずれも12月7日(月)までに要予約

申込：12月1日(火)午前10時から

電話またはFAXで受付 (072・844・2433)

中止



●石けんキャンペーン

&廃油回収(食用)予定

【12月】

日時：12月15日(火)

午前10時30分～正午

場所：市役所本館北側

(電話ボックス横)



【2月】

日時：2月16日(火)

午前10時30分～正午

場所：津田支所玄関前

※家庭用食用廃油のみ回収。

※容器はお持ち帰りいただきます。

【センターからのお願い】

新型コロナウイルス感染症に対する利用者の皆様の安全確保の観点から、当面の間、当センターへのご相談については、**電話予約優先**とさせていただきます。

ご不便をおかけしますが、**まずはお電話(相談専用ダイヤル072-844-2431)にて、ご連絡下さいませよう、ご理解・ご協力をお願い致します。**



※『消費者ホットライン』は、全国共通の電話番号(188)で、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在や連絡先をご存知でない方に、お近くの消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。